

平成 29 年度 第 1 回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 29 年 8 月 4 日（金）

午後 2 時～ 4 時

会場：松戸市役所 7 階大会議室

1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：増田委員、道塚委員、今成委員）

2. 委嘱状交付

郡福祉長寿部長より、交代のあった委員 2 名（鈴木氏・藤田氏）に委嘱状交付

3. 郡福祉長寿部長挨拶

4. 資料確認・議事進行確認

事務局より、会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようすることを報告。また、半数を超える委員が出席しており、条例第 7 条第 2 項により正式に成立していることを報告。

会の公開について、5 名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

5. 各専門部会より活動報告

橋本委員：地域生活支援部会について、別添資料（P1～3）に沿って説明。

障害者が住み慣れた地域で、自分らしく住み続けるための支援体制の確立と、障害者が可能な限り、本人の望む地域で、他の人々と共生し、生活できるための支援体制の確立を目的に活動している。

今年度は、地域で家族や、パートナー、一人での暮らしを支えるサービスとして、居宅介護等の社会資源の整理を主な活動として掲げ、ヘルパーへの働きかけを「障害者ヘルパー事業所連絡会」という形で行っている。

今まで土台として地域生活支援部会として色々な研修を実施してきたが、ヘルパー事業所による研修等が行えないか、アンケート調査をはじめとした検討を行った結果として、昨年は、「第 1 回障害者ヘルパー事業所連絡会」を開催。

今年度は 7 月 25 日に「第 2 回障害者ヘルパー事業所連絡会」を開催し、グループワークや事例検討を行った。連絡会として今後も繋がっていくためにはどうすればいいのかを話し合

っていく予定。

障害者の災害対策については、危機管理課の職員を講師役に招いて研究を行うほか、11月に
行われる松戸市総合防災訓練の中で研修会の開催を予定している。

地域生活支援拠点整備事業については、検討会で出された情報の共有を行いながら、より良
い拠点整備の形についての話し合いを行っている。

課題として、支援者の人材不足とスキル不足の問題については、ヘルパー事業所のネットワ
ークだけではなく、福祉サービスの事業所のネットワークも必要な問題である。地域拠点事
業を進めていくうえでも事業所の連携の必要性が重要となるので、今後も検討や話し合いを
継続していきたい。

佐々木委員：相談支援部会について、別添資料（P4～5）に沿って説明。

計画相談の作成率及び質の向上を目的に、平成28年度に拡充した松戸市の相談支援体制の
役割を共有し、事業評価していくことで支援体制を強化することと、障害のある当事者やそ
の家族が生活に必要とする支援について検討することを目的として活動している。

上半期の活動実績として、6月に介護保険と障害福祉の連携を目指した勉強会を実施。地域
包括支援センターを交えて制度の違いやこれから必要なことなどを話し合った。元々、連携
は必要だというのが大前提であるが、ただ言葉にするだけではなく、お互いの顔が見える形
での話し合いや勉強会であったり、地域ケア連携会議への参加といった目に見える連携が少
しずつ始まったという印象。

成果として、地域包括支援センターを交えた勉強会により、障害福祉から介護分野へアプロ
ーチできそうな点を見つけた。連携が進むことで、介護分野でも計画相談を受け入れるきつ
かけになると考えられる。

また、地域生活支援拠点について、緊急対応した件数のアンケートを実施。67事業所中、47
事業所から回答があり、結果を今後の検討資料として活用していく予定。

課題としては、相談支援ガイドの作成案について、今後関係機関・関係者から意見をいただ
き、改良・改善を加えていくことと、障害者本人だけでなく、その両親や子どもといった世
帯丸ごとの支援を行う視点の必要性を明確にしていくことが挙げられる。

古川委員：就労支援部会について、別添資料（P6～8）に沿って説明。

松戸市における障害者の工賃向上、障害者の雇用の確保を実現するための、課題解決に向け
専門的に検討し、障害者等への支援体制の整備を図ることが活動目的。

活動内容として、障害者就労施設等における工賃向上については、例年行っている障害者就
労施設等における利用者の工賃状況等調査を実施。また、東松戸病院の売店で市内の障害者
施設で作られた商品販売の広報活動を実施。開始から2周年を迎え、リニューアルオープン
2周年フェアを行うなど、売店では年間120万円強の売り上げがあり、工賃向上につながっ
ている。

障害者雇用の拡大については、2日間に分けてスキルアップセミナーを開催。また、昨年度
に引き続き4市合同での企業向け雇用セミナーの開催を予定。先日第2回の準備会を行った。
昨年度は2月9日に行い51社の申し込みがあり、当日参加が46社、そのうち16社が障害

者雇用に向けた相談につながっている。たくさんの企業の参加により実績に繋がりとつある
と言える。

毎年作成している障害者就労施設等事業所ガイドブックについても、平成 29 年度版を作成。
工賃について、就労継続支援 B 型事業所の平均月額工賃は国・千葉県・松戸市とも年々向上
傾向にあり、松戸市では昨年度と比較して約 1,500 円の増額となっている。

ハローワーク松戸管内における雇用率の低迷がよく指摘されているが、その解消に向けて少
しでも力になれるよう、これからも活動を進めていきたい。

事務局：権利擁護部会について、別添資料（P9～10）に沿って説明。

障害者の虐待防止、養護者に対する支援や権利擁護に関する課題等について、情報提供や関
係機関等の連携を図るとともに、課題解決に向けて専門的に検討し、障害者等への支援体制
の整備を図ることが活動の目的。

毎月 1 回開催している会議の中で、障害者虐待事例の報告及び検証を行い、より適切な対
応・支援に繋がられるように参加しているメンバーから意見やアドバイスをいただいている。
虐待通報の受理件数は年々増加傾向にあり、虐待を受けた時・虐待を見つけた時の通報の流
れが周知されてきているという側面もある反面、増加し続ける通報案件に対して一層の適切
かつ迅速な対応が必要とされている。

10 月には従事者向け虐待防止研修を企画しており、今回は弁護士による障害者の権利擁護
に関する法律についての講義とグループワークを企画している。

課題としては、昨年度に引き続き居室の確保と医療との連携が挙げられる。

「やむを得ない事由による措置」として障害者を養護者から保護・分離する事案が近年で数
件発生しており、居室の確保の重要性がより明確かつ緊急性のある問題となっており、障害
福祉の他事業との連携等も模索していきたい。

医療との連携に関しては、医療の専門知識がある医師等に協力を仰ぐことにより今まで以上
に多角的な視点からの検証を目指しているが、なかなか具体的な形にまでつながっておらず、
今後も福祉と医療との連携強化に繋がるための協力・連携体制の構築について関係機関に働
き掛けていきたい。

藤田委員：こども部会について、別添資料（P11～13）に沿って説明。

障害のあるこどもとその家族の「相談と支援」について、現状と課題の共有及び、障害の
あるこどもとその家族が安心して生活するために必要な「支援」についての検討を目的として
活動している。

昨年度の取り組みとしては、ライフ・サポート・ファイルの作成に向けた検討と、放課後等デ
イサービス事業所の質の向上とネットワークの構築を視野に入れた研修の開催、放課後等デ
イサービスガイドブックの作成が挙げられる。

今年度の重点課題としては、①早期相談支援事業についての検討②放課後等デイサービス事業
所についての内容検討③障害児の地域交流の 3 つについて話し合い・検討をしいる。

早期相談支援事業についての検討については、事業所の困り事として、相談が入った際にど
この機関につながったら適切なのか、各機関の役割が関係者の中で十分に把握されていない状況が

あると考えている。親自身に問題意識がない、介入を拒否するといったケースにどのように関わっていくか、また、追って支える仕組みが必要なのではとの意見が挙がった。現状を変えていくために、支援者側が活用できる早期相談支援マップの検討をすることとなり、現在は相談業務を行う各機関の体制や流れについて把握中であり、今年度中の案作成を目指しており、関係者のみならずゆくゆくは地域住民の方や保護者の方も使えるようなものにしていきたい。

放課後等デイサービス事業所について、昨年度に引き続きガイドブックの作成を検討。今年度は、昨年度より意見に多く挙がっていた児童発達支援事業所の事業所ガイドブックの作成も視野に入れており、今年10月ごろの完成を目標としていきたい。

また、事業所向けの研修を今年度中に予定しており、研修を自主的かつ定期的に事業所連絡会のような形で実施していけるよう検討しているところである。

障害児の地域交流について、現在、障害のあるお子さんや病気のあるお子さんを抱える保護者の交流の場が少ない。毎年開催されている松戸子育てフェスティバルにそういったお子さんが多く参加できないか、検討を進めている。

6. 各専門部会の活動報告についての質疑応答

日下委員：放課後等デイサービスのガイドブックを作っているとのことだが、松戸特別支援学校は、柏との境目にあり柏の事業所にもたくさん通っている。松戸市のガイドブックではなく、松戸市の児童が通っている事業所のガイドブックにしたら幅が広がるがどうか。

事務局：現段階では数が多いので、松戸市に限定しているが、意見を頂いたので今年度の反映は難しいが、今後の検討・協議事項とする。

市川委員：つくし特別支援学校は3市にまたがっているが、松戸市に放課後等デイサービスのガイドブックがあることはとても良いことだと思う。本校でも他市町村の事業所やサービスを使っている子がいる。学校から事業所をおすすめするのは難しいので、他市町村と連携して作られるといいと思う。

藤田委員：参考にさせていただく。

雑賀委員：相談支援部会の資料P5で障害福祉から介護保険へアプローチできそうな点とはいうのはどういうことか。

佐々木委員：障害者が高齢障害者になった場合には、支援はケアマネージャーとの連携が必要となる点。高齢者の世帯支援をしている地域包括支援センターが支援していく中で、障害者支援が必要になった時には、包括と連携して対応すること。

雑賀委員：地域包括ケア強化法案の中に入っていくということか。

佐々木委員：それもひとつだと思う。

藤田委員：権利擁護部会の資料の中で医療との連携となっているが、報告の中で実際にどんな働きかけを行っているか。答えられる範囲で、明記している連携像みたいなものを教えて欲しい。

事務局：障害のある方の虐待通報で、身体的虐待があった場合傷やあざがあった場合に医学的な視点から意見を頂きたく、松戸医師会に協力の話を持ち掛けているがまだ進んでいない。障害福

社課では、なかなか虐待でできた傷かどうか医学的な判断はできない。医者も虐待かどうかの判断は難しいと思うが、この傷は虐待ではできない等の意見を頂きたい。

雑賀委員：法医学との連携は考えているか。

事務局：そういった意見が必要な場合は連携を求めていく。

平山委員：子どもの場合は虐待の通報が多いと思うが、医療機関から虐待通報はあるのか。

事務局：通報元については名言できないが、支援状況等について係りつけの医師などと、可能な範囲で連携をとっている。

勝矢課長：通常の虐待は病院にも浸透しており、痕跡があった場合は医師は通報の義務があるので、医師からの通報はあると思う。

ただ障害特性によっては自身でできた傷なのか虐待によってできたのか判断がきかないところがあり医師が判断しづらいところもある。そういった観点から医師会の方と検討し通告をしてもらえるような協力体制の構築を考えている。

雑賀委員：松戸市の就労支援 A 型事業所の実態はどうか。

古川委員：松戸市は 5 つの A 型事業所がある。作業からきちんと給料を見直してもらえるように、これから改善計画を出してもらおうと考えている。実際に昨日、事業所を回ったが、改善が必要と思われる印象がある。

事務局：障害福祉課職員も一緒に事業所を回ったが、A 型と B 型で似たような作業しかしていないところも見受けられ、改善の必要があると感じている。

7. 松戸市基幹相談支援センターの評価について

事務局：平成 29 年 5 月 22 日に基幹相談支援センターの事業評価を実施した。基幹相談支援センターは、松戸市の相談支援の中核的な役割を持っているため、事業運営や活動状況について評価し、より良い事業運営等へ結び付け、事業の質の向上を図ることが目的。

評価の期間としては、平成 28 年度事業、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの業務内容をセンター長から事業実績として報告していただいた。その後、事業実績にかかる質疑応答、基幹センターの見学をしたうえで、どのような活動を行っているのか、機密文書の管理方法、安全面の確認等を評価委員に評価シートに基づき評価をしてもらった。評価項目について、全て 5 点満点で採点をし、90 点満点の採点。括弧書きで記載しているのは、評価担当者の平均点。集計の総合得点は、77.3 点という結果となっている。

概ね、運営や相談支援体制としての活動は評価に値するのではないかとの評価をいただいた。評価する点と改善を求める点を大まかな抜粋ではあるが、載せさせていただいている。当日の流れや感想については、評価委員として評価会に参加していただいた平山委員よりお話いただきたい。

平山委員：一昨年、紙面での評価は実態がわからないということで評価しにくいという意見があった。今回、現場で説明を受けて直接見ながら評価をしたが、初めて参加して大変良かったなど実感している。今後もこのような形で継続して評価していけたらと思う。

いくつか相談の個人ファイルを見させてもらったが膨大な相談件数・対象者がいるなかで少ないスタッフの中でよくやっていると実感できた。その割には、人数が少ない。もう少し増やしていかないと対応しきれないのかなと思う。

また、年々困難事例の対応が増えてきているが、各地域でやっている特定相談含めて計画相談の方含めても困難事例の扱いをどうしていくかは、皆さんかなり対応しているとは感じるが、別の意味でいうと、対応しきれないくらいの困難事例が表に出始めてきている。この辺は相談部会等で課題にして連携していければいいかと思う。

虐待防止を含めた研修会等については、基幹相談支援センターや権利擁護部会の連携を含めて研修会を企画したりと協力し合ったりして日々頑張っていると思うのでこのまま広めていってほしい。

セルフプランについて、松戸市は東葛の中でもセルフプラン扱いの人たちがかかなり多い市町村だと思う。セルフプランの方への対応が資料4の課題のところにも挙げられているが、優先的に相談員がつくような仕組みを作ってほしいという要望があった。その辺の取り組みについても、今後検討してもらいたい。

あとは、普通学級の学校関係向けの啓発をしてもらいたいという要望も出ている。特別支援学校の保護者向けもやったほうがいいのか、普通学級の教職員、または保護者向けの啓発活動をやったほうがいいのか、基幹相談の仕事としてそこまでお願いしていいのかわからないが、自立支援協議会含めて一緒に連携してやれるような取り組みを重点的に考える必要がでてきていると思う。

市川委員：現場の非常に少ない人数で大きなロッカーを一人で抱えていて、大変な現状だなと感じた。また、相談を受けてもサービスへ繋げていこうとした時にそれに対応できるサービスがまだまだ十分でない。橋渡しができないといった悩みも多いのかなという部分では、今後ますますそういった連携が必要かなと思う。

また、一層の広報活動が必要。通常学級にも支援を必要とするお子さんはいるので、先生方にも現実を広報していきたい。

一方、広報していきながら相談が来ても対応しきれない現実として厳しい状況があるので、松戸市だけで抱えるのではなく近隣の市町村、県とも連携を取りながらそういった体制を作っていったほうがいいのではないかな。単純に相談の窓口の人を増やすだけで、対応できる問題じゃないと感じている。

平山委員：市川委員もお話していたように、やはり学校の先生たちは相談の窓口にはなっているが孤立している。数年で担当がかわってしまうし、相談の受け手も担任なり、学校なりの温度差がある。

直接相談を受けた先生が、担任なり学校なりに報告をしても温度差がどうしても出てきてしまうところで悩んでいる。

荻野委員：うちはサービスを利用して、年に1回担当者会議を開かれるが、そこに学校の先生も参加していただいたらどのようにサービスを利用しているのだとかどのように活動しているのかとかも把握してもらえるのではと思うのでぜひ今後検討していただきたい。

日下委員：課題があるときには、コーディネーターが中心に関係を持っており、学校の職員も入れていただくといった連携はしている。

前提として学校の教員も交えてやっていけると更に連携が強化できるのではないかと思いますので、この点については、なかなかコーディネーターの方も数多くのケースを裁いていくのには色々な課題があるが、必要などころには前向きに体制を整えていく必要があると思うので、検討していきたい。

雑賀委員：他に意見ないようだが、これまでの評価を受けて事務局からは。

事務局：基幹相談支援センターの評価の中には、松戸市全体における相談支援体制に関わるものもあったので、基幹とともに見直し・改善検討に取り組んでいきたい。また、評価基準については、平成29年度実績から、その他の委託相談事業所の事業評価も併せて実施することから、全ての委託事業所を画一的に評価するために、評価基準を統一するか業務内容の棲み分けを踏まえ、松戸市の相談支援体制を踏まえた上でそれぞれに基準を設定していくかについて、事務局で検討し、次回の自立支援協議会で提案させていただく予定としている。

8. 第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画について

事務局：次期の計画は、第1部から第4部ということで4部構成とする予定。

その中、第2部を第5期障害福祉計画、第3部を第1期障害児福祉計画としている。その前段として、第1部において2つの計画について共通する背景について触れることとしている。それから第4部で本計画の策定・推進体制について触れるという構成。

第1部においては、両計画の法的な位置づけや市や他の計画の中における位置づけ、また計画の理念、目的、構成について言及する。計画期間は、両計画とも平成30年度から32年度の3か年。

第2部の第5期松戸市障害福祉計画では、第一に「障害者全体の現状」、第二に現行の「第4期障害福祉計画の実績と課題」、第三に、「第5期障害福祉計画の取り組み」と三章立てを予定している。

また、第5期障害福祉計画の取り組み内容で触れる具体的な取り組み内容としては、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行促進」「障害者等に対する虐待防止、意思決定支援の促進、障害を理由とする差別解消」の5本の柱を考えている。

第3部の第1期松戸市障害児福祉計画について、改正児童福祉法が平成30年4月に施行されるのを受け、今回初めて作成する。障害者福祉計画と同じものを想定しており、第一に障害児の現状、第二にこれまでの実績と現行の課題、第三に第1期障害児福祉計画の取り組み内容と三章立てを考えている。なお、具体的な取り組み内容としては、「医療的ケア児等の支援のための体制づくり」「発達障害児を切れ目なく支援していく体制の構築」「地域社会への参加、包容の推進」の三項目を考えている。

なお、本市においては現行の第4期障害福祉計画においても、障害児に関する項目について定めてきていた。しかし、大人を含めた障害者の中に障害児はこぼれがちであったという面も否定できず、次期計画からは、障害者と別立てで障害児だけの計画ができることになるので、障害児に特有なニーズの把握や支援策の構築に繋がっていくのではないかと考えている。第4部の計画の推進に向けてについて、この自立支援協議会が障害福祉サービスのシステム

作りに際して中核的な役割を果たしていることを明記していく。それとともに、障害者計画推進協議会と連携した計画の推進についてもこの協議会が中心的役割を果たしていくことについて記載したいと考えている。

最後に、計画までのスケジュールについて、本資料には、本協議会以降のスケジュールを抜粋している。地域自立支援協議会の委員の皆様に対しては、平成 30 年 2 月の会議において計画の素案について報告させていただきたいと考えている。

9. 地域生活支援拠点整備事業等について

事務局：大きく 2 点報告させていただく。一つは国の動向と、一つは松戸市の整備に向けた取り組みと検討会内容及び方向性について。一つ目の国の動向について、これまで厚生労働省が示していたのは「拠点とは各市町村ごとに目指すべき内容を検討しおのおの整備すること」というものだった。国の基本指針に示された必要な機能としては、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会場、専門的人材の確保育成、地域の体制づくりの 5 つの大枠がある。運用等は各自治体の実情に即したものと記されており、何をもちいて拠点が整備を完了したというかが不明瞭であり、拠点の整備方法のみならず拠点の定義そのものも手探りの状態であった。しかし、平成 29 年 7 月 7 日に厚生労働省より具体的な整備内容や留意点が示された。今後はこの通知をもとに整備の検討を進めて行く予定。

松戸市の取り組みとしては、検討会設置以前に地域生活支援部会、相談支援部会を中心に求められる 5 つの機能について松戸市に不足しているものを把握するためニーズの洗い出しを行った。そこでは実情に応じたニーズとして、体験の機会場、緊急対応のグループホーム、短期入所の充実、相談支援体制の充実が特に不足していると推測された。

それを踏まえて平成 29 年 3 月に検討会を発足し、まずは国で求める基本機能 5 つの柱を松戸市仕様に定義づけし、現在どのような既存の資源があり、面的整備のネットワークを構築するためには何が足りていないのか、現場の声をもとに整理した。拠点として新たに整備が必要なものと、今ある資源の強化で対応できるものを分類し、平成 30 年までにできる整備と平成 32 年までに取り組む整備に仕分けを行った。

また、国のモデル事業において、市の実情に対応させた整備として多機能と面的整備を組み合わせたハイブリット型の整備事業も上がっていたことから、松戸市でも既存資源の有効活用及び草の根を活用した面的整備等、PPP（公民連携）を活用した多機能整備等の両面から整備を検討している。

松戸市仕様に定義づけしたニーズに対し多角的に検討することで付加価値の高いより実効性の担保された整備とすべくこれまで検討を重ねてきた。検討会の発足時点では整備方法について、体験の機会場所、緊急時の受け入れ対応が優先的に取り組むべき課題にあり、相談機能の強化がそれを解決するために必要な機能、強化の為には専門的人材の確保が必要、それを整備していくことが地域の体制づくりに繋がっていくと想定し、優先課題を解決するために面的整備としての相談支援体制としての連携、イメージ図を作成し、緊急時の対応と体験の場を確保することを平成 30 年度の第 1 次整備と位置づけた。

しかし、地域共生社会の実現に向けて合計 31 個の法律が改正され地域包括ケア強化法が施

行となり、幼児、児童、教育、保健、医療、高齢者等これまで縦割で取り組んできた地域の課題を横断的に共有し解決に向けて共有していくこととなった。地域包括ケア強化法の施行によって拠点整備事業で必要とされた5つの機能すべてが報酬の支払い等含めて大幅に変革することとなる。詳細は平成30年3月に判明する予定で、今後の新しい体制に振り回されることなく新しい整備を推し進めて行くためには相談体制と支援体制を再構築することが求められると判断し、軌道修正を図りたいと考えている。体験の場と緊急時の受け入れは拠点の整備に必要な機能として地域包括ケア強化法による詳細な内容を確認した後に対応を検討することとし、相談機能の強化を優先的に取り組む課題として今年度中に相談支援体制の再構築を図っていく。

今後の検討課題について、平成30年3月までは、相談支援体制の再構築の他、平成32年度末の整備完成に向けて、体制、役割分担、費用の可視化、完成図の検討を予定している。

10. ライフ・サポート・ファイルについて

事務局：昨年度の平成29年2月8日の地域自立支援協議会で提言をいただいた「ライフ・サポート・ファイル導入の実現に向けた検討・取組み」について、現在松戸市では、①ライフ・サポート・ファイルを導入するかどうか、②導入する場合の対象者、③導入する場合の配布場所について検討している。

1点目、導入するかどうかについては、協議会からの提言内容や、県内他市の導入の状況から、本市でも導入する方向で考えている。2点目、配布の対象者は、「支援が必要なお子さん」、または希望者と考えている。3点目、配布場所（機関）については、「支援が必要なお子さん」への配布の場合は、障害福祉課、子ども発達センター、教育研究所、基幹相談支援センター、また、希望者に配布の場合は、ダウンロードによる方法等を考えている。

支援が必要なお子さんへ配布し、受け取った人を各機関で把握してその後のフォローにつなげる形を取ることができるかどうか、現在関係部署と調整中であり、調整に時間を要している状況。

以上の進捗状況を踏まえて、ライフ・サポート・ファイルについては、今年度中に導入の形を決めていく予定。

11. その他報告事項についての質疑応答

古川委員：ライフ・サポート・ファイルについて、先日新聞でIEPの話がでていたが、動向を見据えながらそれを進めていく中で効果が得られるのか、またやろうとしているライフ・サポート・ファイルとどう差別化が図れるのか、何か検討していることやどういう方向性を考えているのかあればお聞かせいただきたい。

事務局：現段階では検討課題となっている。

平山委員：地域生活拠点の検討会と自立支援協議会の関係というのは、あくまでも自立支援協議会は「報告」「意見を聞く程度」という位置づけなのか。

事務局：自立支援協議会本会議と部会との関係性については、検討会では具体的な内容についてメンバーの方の声をお聞きして、年2回本会議へ報告する形をとっている。本会議と検討会の委員で重複している方もいるので、一部本会議の委員さんの意見をいただけていると思う。

事務局：実際に拠点整備を進めていく段階では、担当者レベルでは判断がつかないものが出てくる。松戸市全体が関わってくるような改革になってくるので、今後、協議会等を設置することも準備として考えている。そういった内容についても、自立支援協議会の方のご意見を頂きながら、協議会の設置や今後の運営方針について、助言という形で指導いただければと考えている。

平山委員：位置づけは把握した。一度、市内の社会福祉法人の集まりを持ったが、松戸市内の社会福祉法人が何を担えるのかを含めているような視点からの意見交換の場をもっと作ってほしいという気がする。

勝矢課長：当初、拠点の会議については、実態の状況を調査・把握したうえで、社会福祉法人や各団体の代表者にお集まりいただいて説明をしようとの考えがあったが、方針の見直しがあったため、実現できないでいる。今後、随時連絡をしながら実現に向けて調整・検討していきたいと思っている。

雑賀委員：地域生活拠点についての話のみならず、全体の中で共通して、「連携」という言葉が出てきていた。人が生きるというのはそもそも連携を必要としており、福祉の世界では必要となってくるころだろうと思う。

先程、地域ケア包括強化法案の話も出ておりましたが、真剣に考えていかなければならないことだと思うので、何かご意見あれば出していただきたい。

近藤委員：地域共生社会の実現に向けて、これから強化法が施行されるとなると介護保険や児童福祉法も関連してくると思うが、幅広くなりすぎて、色んな関係者が入ってきて、語りづらくなってくるのかとも思う。精神の場合、自分が障害を持っているということを主張しにくい分野なため、陰に隠れてしまわないか心配。

今度、福祉計画の数値目標等を入れてもらい、しっかりと本会議で発表してもらうことを期待している。

雑賀委員：近藤委員よりお話があったが、人材の確保については厳しいところ。まして、この法案が通って読み進めれば進めるほど、サービス管理責任者等がマルチなケアマネの役割を知り、一人何役もかねなきゃいけないという問題をクリアできる人材が、既存の人材内に果しているのかと思ってしまう。ましてやその報酬でという問題もある。

松戸市に限らず、社会全体がそうだと思うのだが、いわゆる人が生きるということについて社会保障費が不足しているだとか人が生きるということがコストによって決められることがないように、やまゆり園のように障害者はいらんやないとならないようにしてはならない。

地域生活支援拠点の整備だけではなく、国が進める地域包括ケアシステムの強化、簡単に我が事・まるごとという風にかかれていて、公助という公的な役割を共助とか自助とか一般的に行われている思いやりの気持ちを国の法律で定められてしまうとおかしいと思うが、実際に動かす私たち、障害にかかわる人たちが優しくあって共に生きる連携ができればいいのではないかと思います。

今後も皆様のご協力をお願いしていきたい。よろしくお願いを申し上げて、議事を終了とさせていただきます、事務局に司会をお戻しする。

事務局：最後に、事務局より次回の案内について。次回は、来年2月頃を予定。また、近くなったら、案内や資料の送付をさせていただく。